

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐北区可部南五丁目1番30-10号

名称 丸伸企業株式会社

代表取締役 金島聖貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口善兵衛



許可の年月日 平成19年7月1日

許可の有効期限 平成24年6月30日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上12品目、石棉含有産業廃棄物であるものを含み特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新、変更の状況

- (1) 平成4年7月1日新規許可
- (2) 平成9年7月1日更新許可
- (3) 平成14年6月27日更新許可
- (4) 取り扱う産業廃棄物の種類のうち鉱さい及びばいじんの廃止により平成19年5月29日変更届受理
- (5) 平成19年6月26日更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 - 無